

**内閣府  
選考採用試験（一般職（警衛官））  
受験案内**

**1. 採用予定官職**

内閣府事務官（迎賓館京都事務所庶務課警備係（係員級））

**2. 職務内容**

内閣府迎賓館京都事務所において、警備に従事する職員として採用します。採用後は、主に以下の業務を担当していただく予定です。

○ 警衛官として、京都迎賓館警衛官の勤務等に関する規程等に基づき、京都迎賓館の警備警戒業務を行う（上司となる警備係長等の指揮命令に従い、班長（常勤職員）として、部下となる警衛員（期間業務職員）を指揮、監督する。）。

- (1) 通常時（一般公開、夜間公開、特別公開等による開館日を含む。）の施設への入退館の管理、施設の24時間の警戒警備（警備警戒システムによる監視、巡回、記録の作成等）業務
- (2) 国公賓等の接遇時の特別警備（賓客及び接遇関係者等の入退館管理及び儀礼等）業務

**3. 求める人材**

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことができる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

**4. 応募資格**

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、国若しくは地方公共団体での防犯・防災・警備業務又は民間企業等での警備業務経験を有する者。

※応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等を提出いただきます。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 国家公務員（守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員）の定年に達した者（令和 8 年度における定年年齢は 63 歳）

## 5. 給与・手当

- (1) 給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。
- (2) 手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。

## 6. 勤務時間等

勤務日の指定は、次の勤務の順番を基本としています。ただし、国公賓等の特別警備等の場合は、勤務指定を変更することもあり得ます。

- ① 日勤勤務（8:30～17:30）
- ② 当番勤務（9:00～翌日 9:00／交替で休憩あり）
- ③ 当番勤務明け（非番）
- ④ 週休日（4 週間当たり 8 日）

※週休日の指定は、概ね 1 か月前を目途に提示する予定です。

※勤務日の勤務内容については、別途指定します。

休暇には、年次休暇（年 20 日（4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日）。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇や育児休業制度等があります。

## 7. 勤務地

内閣府迎賓館京都事務所（京都府京都市上京区京都御苑 23）

## 8. 採用予定数

1 名

## 9. 採用時期

原則、令和 8 年 4 月 1 日

※具体的な日時は個別に調整

## 10. 選考日程及び方法

### (1) 選考日程

- ・応募受付期間：11 月 17 日（月）～12 月 1 日（月）（同日の消印まで有効）
- ・第 1 次選考合格発表：12 月 8 日（月）まで

※第 1 次選考合格者のみに電話連絡します。

- ・第 2 次 選 考：12月上旬  
※1次選考合格者と個別に日程調整を行います。
- ・最終選考結果通知日：12月19日（金）  
※第2次選考受験者全員に合否を18時までに電話連絡します。

## （2）選考方法

### 第1次 書類選考

※履歴書、職務経歴書により経歴評定、小論文により必要な能力等を有しているか  
判断

### 第2次 面接試験

※人物、対人能力等についての試験

## （3）試験地

第2次試験については、内閣府迎賓館京都事務所（京都府京都市上京区京都御苑23）  
で実施予定。

## 1 1. 応募方法

### （1）提出書類

- ア. 履歴書 (市販の用紙で可、写真貼付)
- イ. 小論文 (A4横書き 800字以内。テーマ『京都迎賓館の職務内容を踏まえ、賓客や一般のお客様の安全を守るために日常業務で意識していることや、緊急時に冷静な判断を下すための心構えについて、これまでの経験を踏まえて具体的に述べてください。』)
- ウ. 職務経歴書 (これまでに従事した職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き)  
※なお、応募書類は返却いたしません。

### （2）提出方法 郵送 (封筒の表面に、赤字で「**履歴書在中**」と記載すること)

### （3）提出先

〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑23

内閣府迎賓館京都事務所庶務課

### （4）提出締切り 令和7年年12月1日（月）（同日の消印まで有効）

## 1 2. 連絡先

内閣府迎賓館京都事務所庶務課 渡辺、山尾

電話 075-223-2205 (代表)

## 1 3. その他

- （1）応募の秘密については厳守いたします。
- （2）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- （3）採用内定後、各種学校の卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。